

**月額掛金** ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
15歳～60歳	男性	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円	4,900円	5,600円
	女性								
61歳～65歳	男性	1,345円	2,690円	4,035円					
	女性	1,024円	2,048円	3,072円					
66歳～70歳	男性	1,692円							
	女性	1,149円							
71歳(更新のみ)	男性	1,989円							
	女性	1,336円							
72歳(更新のみ)	男性	2,107円							
	女性	1,411円							
73歳(更新のみ)	男性	2,280円							
	女性	1,505円							
74歳(更新のみ)	男性	2,467円							
	女性	1,606円							
75歳(更新のみ)	男性	2,676円							
	女性	1,711円							

※掛金は更新日(毎年12月1日)の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日(毎年12月1日)となります。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。)  
 ※掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

**税法上のお取扱い**

**法人の場合**

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

**個人事業主の場合**

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

**保険期間**

保険期間は1年間(毎年12月1日～その翌年11月30日)で、毎年自動的に更新されます。

**加入日(効力発生日)**

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

**加入(増額)・脱退手続**

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

**掛金のお払込み**

掛金は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に下記取引口座より自動的に引き去ります。豊田信用金庫・三菱UFJ銀行・岡崎信用金庫・名古屋銀行・十六銀行・碧海信用金庫・愛知銀行・瀬戸信用金庫・三十三銀行・あいち豊田農協  
 初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

**配当金**

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

**加入者(被保険者)のみなさまへ**

定期保険(団体型)は契約者・豊田商工会議所、被保険者:当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」, 当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■パンフレットに記載の制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]



**豊田商工会議所**

本所 豊田市小坂本町1丁目25番地  
TEL 0565-32-4567  
南支所 豊田市長郷町5丁目3番地1  
TEL 0565-21-0019  
北支所 豊田市四郷町東畑70番地1  
TEL 0565-45-1212

[定期保険(団体型)引受保険会社]



**アクサ生命保険株式会社**

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

**アクサ生命保険株式会社 豊田営業所**

〒471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所ビル2F  
TEL 0565-34-3063 FAX 0565-34-3961

AXA-A1-2408-0647/383(2024.08加入日・払込日改定)

会員事業所のみなさまへ



**新おいでん共済**

ご加入  
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)  
 +豊田商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

**ご注意ください**

豊田商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険(団体型)\*を組み合わせた保障プラン名称が新おいでん共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

\*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)



**福利厚生制度にご活用いただけます**

業務上・業務外を問わず  
**24時間保障**

1年更新で医師の  
**診査なし**

剰余金があれば  
**配当金も!**

商工会議所独自の  
**給付制度も!**

**6大生活習慣病入院一時金  
ガン入院一時金・ガン先進医療一時金**

**健康増進に役立つ付帯サービスも**  
健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

**【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】**

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
- ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
  - 当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険(団体型)契約を引き受け、アクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
  - アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要範囲内でこれを提供します。
  - 個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
  - 定期保険(団体型)契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

**【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】**

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



**豊田商工会議所**